

平成16年4月27日
農林水産省消費・安全局

平成15年産麦類のかび毒実態調査の結果について

農林水産省では、麦のかび毒の一種であるデオキシニバレノール(DON)等について、麦の産地段階における的確なリスク管理等に資するため、平成14年産に引き続き、国内産麦を対象に実態調査を行い、この度、[平成15年産麦の調査結果](#)を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

記

(概 要)

小麦については、全国で213点の試料を分析した結果、厚生労働省が定める暫定的な基準値(1.1ppm)を超えるデオキシニバレノールは検出されませんでした。

[参考資料 デオキシニバレノール・ニバレノールについて](#)

問い合わせ先:		
農林水産省消費・安全局農産安全管理課		
(代表) 03-3502-8111		
(直通) 03-3591-6585		
調 査 官	新本 英二	内線3116
課長補佐	谷口 康子	内線3108
担 当	上久保房夫	内線3111

○小麦のデオキシニバレノール

平成１４年５月に厚生労働省において暫定的な基準値（１．１ｐｐｍ）が定められたデオキシニバレノール（ＤＯＮ）について、平成１４年産に引き続き、平成１５年産の国内産小麦の全国実態調査を実施しました。

今回の調査では、産地から出荷する前の段階の小麦から採取した２１３試料について調査を行いました。厚生労働省が定める暫定的な基準値（１．１ｐｐｍ）を超えるデオキシニバレノールは検出されませんでした。

調査結果

調査項目		試料 点数	検出 点数	最低値 (ppm)	最高値 (ppm)	平均値 (ppm)
小麦	ＤＯＮ	213	77	ND	0.58	0.067

注１：「ND」は検出限界未満（検出限界は0.05ppm）

注２：分析は、（財）日本食品分析センターで実施。

<参考> 大麦のデオキシニバレノール等

今回の調査では、暫定的な基準値が設定されている小麦のデオキシニバレノールの他に、今後のリスク管理に資するため、平成１５年産の国内産小麦のニバレノール（NIV。デオキシニバレノールと同様に赤かび病が作るかび毒）、国内産大麦（はだか麦を含む）のデオキシニバレノール及びニバレノールについても調査を実施しました。その結果は以下のとおりです。

調査結果

調査項目		試料 点数	検出 点数	最低値 (ppm)	最高値 (ppm)	平均値 (ppm)
小麦	NIV	213	69	ND	0.55	0.040
大麦	ＤＯＮ	54	20	ND	3.7	0.29
	NIV	54	31	ND	0.95	0.13

注１：「ND」は検出限界未満（検出限界は0.05ppm）

注２：分析は、（財）日本食品分析センターで実施。

注３：これらの調査項目については、暫定的な基準値等は定められていない。

<参考資料>

1 デオキシニバレノールについて

- (1) デオキシニバレノール（Deoxynivalenol: DON）は、麦類の病気の一つである赤かび病の原因となるフザリウムというかびが作るかび毒です。
- (2) 平成13年2月のFAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）におけるDONのリスク評価の結果によれば、以下のとおりです。
 - ・ 発がん性があるとする根拠は見られない。
 - ・ マウスへの2年間の投与試験等では、成長抑制、体重低下、免疫力の低下等の影響が見られる。
 - ・ DONを高濃度に含む食品を食べると、吐き気、嘔吐、腹痛、めまい、下痢、頭痛等の症状を伴う中毒症（急性中毒）を引き起こす。ただし、死亡例は報告されていない。
- (3) 平成12年以降、コーデックス委員会（FAO/WHO合同食品規格委員会）において穀物のDONのリスク管理に関する議論が行われています。

わが国では、平成13年度に実施された麦類のかび毒に関する厚生科学研究の結果等を踏まえ、平成14年5月14日に開催された薬事・食品衛生審議会食品規格・毒性合同部会において麦類のDONに関する検討が行われ、小麦のDONに係る規格基準設定の必要性が指摘されるとともに、当面の対応として、小麦のDONについて暫定的な基準値を1.1ppmと設定すべきとの決定がなされました。

本部会の結論を踏まえ、厚生労働省は平成14年5月21日に小麦に含まれるデオキシニバレノールについて、暫定的な基準値を1.1ppmと設定しました。なお、暫定的な基準値は、食品衛生法に基づく規制値ではありませんが、市場に流通する小麦の安全性を確保するための行政上の指針として定められています。

2 ニバレノールについて

- (1) ニバレノール（Nivalenol: NIV）は、デオキシニバレノールと同じくフザリウムというかびが作るかび毒です。
- (2) JECFAによるリスク評価が行われていないため、現段階では、コーデックス委員会においては、ニバレノールの基準値設定に係る議論等も行われておらず、わが国においても基準値等の設定は行われていません。